倉 庫 寄 託 約 款

第 1 章　　総　　則

（本約款の適用）

第１条　当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この契約に定めるところによる。

２　この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

（営業時間及び休業日）

第２条　当会社の営業時間は、午前 8 時から午後 4 時半までとする。

２　当会社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び営業地慣行の休日とする。

３　前２項の営業時間及び休業日は、臨時に変更することがある。

（庫入、庫出その他の作業）

第３条　貨物の庫入及び庫出その他の作業は、すべて当会社が行う。ただし、当会社が特に承認したときは、この限りでない。

（書面による意思表示）

第４条　当会社は、寄託者又は証券所持人が当会社に対して通知、指図を行うときは、書面によることを要し、その他の意思表示を行うときは、書面によることを要求することができる。

（通知、催告）

第５条　寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。

２　当会社の寄託者又は証券所持人に対する通知又は催告は、当該寄託者若しくは証券所持人を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法第９７条の２に定める方法により行うことができる。

（業務上受領する金銭の利息）

第６条　当会社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。

第 2 章　　寄託の引受及び受寄物の入庫

（寄託引受の制限）

第７条　当会社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。

（1） 当該寄託の申込がこの約款によらないとき。

（2） 当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造の不完全な貨物その他保管に適しない貨物と認められるとき。

（3） 当該貨物の保管に適する設備がないとき。

（4） 当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。

（5） 当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。

（6） その他やむを得ない事由があるとき。

（寄託申込書）

第８条 寄託者は、貨物の寄託に際し、当該貨物に関して次の事項を記載した寄託申込書を提供しなければならない。

（1） 貨物の種類、品質、数量及び荷造の種類、個数並びに記号

（2） 寄託者の住所及び氏名又は名称

（3） 保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨

（4） 保管方法を定めたときは、その旨

（5） 貨物の寄託申込当時の価額

（6） 貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨

（7） その他必要な事項

２ 当会社が寄託申込前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。

３ 当会社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

（貨物の引渡）

第９条 当会社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。

２ 当会社は、貨物の引渡を受けたときは、寄託者の請求により、貨物受領書又は入庫通知書を交付する。

（寄託引受の取消及び寄託契約の解除）

第１０条　当会社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引渡を受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。

（１）　第７条各号の１に該当することが明らかになったとき。

（２）　前条第１項による貨物の引渡がなされなかったとき。

（３）　当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。

２　寄託者が当会社に貨物を引き渡した後、当会社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。

３　当会社は、第１項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。

４　当会社は、第２項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

第 3 章　　証券及び証明書

（倉荷証券の交付）

第１１条　当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、倉荷証券（以下「証券」という。）を交付する。

（証明書の交付）

第１２条　当会社は、証券が発行されていない受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、在庫証明書（以下「証明書」という。）を交付することがある。

２　前項の証明書は譲渡したり又は担保に供することができない。又この証明書により寄託物の返還を請求することができない。

（証券を喪失した場合の貨物の出庫又は証券の再交付）

第１３条　証券所持人が証券を盗取され又は紛失若しくは滅失したときは、公示催告の申立をした後、当会社が相当と認める担保を提供して、寄託物の出庫又は証券の再交付を求めることができる。この場合において、証券所持人が当会社に提出した担保物件は、当該証券について除権判決が確定した後でなければ返還しない。

第 4 章　　受寄物の保管

（保管方法）

第１４条　当会社は、受寄物を寄託者の申出により、椪積、桟積又は筏保管のうち、いずれかの方法により保管する。

２　当会社は、前項により受寄物を保管する場合において、その庫入庫出に際し、その数量を確認しないときは、その数量の不足による損害については、第８条第３項を準用する。

（保管期間）

第１５条　受寄物の保管期間は、３カ月とし、 受寄物を入庫した日から起算する。

２　前項の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。

３　第１項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

（寄託価額の変更）

第１６条　寄託者又は証券所持人は、寄託物の価格に著しい変動があったときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、証券の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。

２　当会社は、 受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者又は証券所持人と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

（保管不適貨物の処置）

第１７条　当会社は、 受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者又は証券所持人に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合、寄託者又は証券所持人は、遅滞なく処置をしなければならない。

（１）　受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。

（２）　受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。

（３）　その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなったとき。

２　寄託者若しくは証券所持人が当会社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は催告をするいとまがないときは、当会社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をとることができる。

３　前２項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事項に基づく場合でない限り、寄託者又は証券所持人の負担とする。

（見本の摘出、寄託物の点検、保存）

第１８条　寄託者又は証券所持人が見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、証券その他寄託を証する書類を当会社に提出しなければならない。

２　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造をき損し又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、証券その他必要な書類にその旨を記載する。

３　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

第　５　章　　受寄物の出庫

（出庫手続）

第１９条　証券により寄託物を出庫しようとする者は、証券に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当会社に提出しなければならない。

２　証券の発行されていない寄託物を出庫しようとする寄託者は、荷渡指図書又はこれに類する書類に必要事項を記入して記名押印のうえ、当会社に提出しなければならない。又荷受人は貨物受取証を当会社に提出しなければならない。

３　当会社は、寄託者又は証券所持人が寄託者を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と前２項の規定と異なる特約をすることができる。

（出庫の拒絶）

第２０条　当会社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払いを受けない間は出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当会社は、その責任を負わない。

２　前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者又は証券所持人の負担とする。

（一部の出庫の拒絶）

第２１条　当会社が必要と認めたときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。

（出庫手続済寄託物の引取と出庫書類の流通禁止）

第２２条　寄託物につき出庫の手続をした寄託者又は証券所持人は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。

２　当会社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡したり又は担保に供することができない。

第 ６ 章　　引取のない受寄物の処置

（引取の請求）

第２３条　当会社は、保管期間満了の後に、寄託者又は証券所持人に対し、受寄物の引取を請求することができる。

２　前項の請求は、一定の日までに引取がなされないときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

（供　託）

第２４条　寄託者若しくは証券所持人が寄託物を受け取ることを拒み若しくは受け取ることができないとき又は当会社の過失なくして寄託者若しくは証券所持人を確知することができないときは、当会社は、その受寄物を供託することができる。

２　前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。

（競　売）

第２５条　当会社は、前条第１項の場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を競売法の規定により競売することができる。

２　前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。

（任意売却）

第２６条　当会社は、第２４条第１項の場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者又は証券所持人の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。この場合には、当会社は、知れたる寄託者又は証券所持人に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。

（１）受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。

（２）受寄物が損敗するおそれがあるとき。

２　当会社は、前項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者又は証券所持人に支払う。

第 ７ 章　　受寄物の損害賠償

(責任の始期及び終期)

第２７条　当会社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引渡を受けたときに始まり、受寄物を引き渡したときに終る。

２　当会社は、受寄物を引き渡した後は、当該貨物が当会社の構内に残存する場合であっても、その保管の責任を負わない。

(賠償事由及び挙証責任)

第２８条　寄託者又は証券所持人に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。

２　前項の場合に当会社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。

(免責事項)

第２９条　その損害については、当会社は、その責任を負わない。

（１） 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、戦争、事変、暴動、強盗、貨物の性質若しくは欠かん、荷造の不完全、徴発、防疫その他抗拒又は、回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害。

（２） 乾破、腐朽、鳶傷、変質又は減量による損害。

（３） 不可抗力による火災、爆発、労働争議、鼠害、虫害による損害。

（４） 寄託者又は証券所持人に対して行う引取の請求に定めた期限後において、当該受寄物について生じた損害。

(賠償額の算定)

第３０条　受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生の時期が不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が寄託価額をこえた場合は、その寄託価額により損害の程度に応じて算定する。

（損害受寄物に関する権利の取得）

第３１条　当会社が損害を生じた受寄物についてその価額の全部を支払ったときは、当会社は、寄託者又は証券所持人がその受寄物について有する一切の権利を取得する。

（引渡による責任の消滅）

第３２条　当会社は寄託者又は証券所持人が保留しないで寄託物を受け取った後は、その貨物について損害について責任を負わない。

（寄託者の賠償責任）

第３３条　寄託者は、第８条第３項の場合、当会社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠かんにより生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。

（引取遅延による損害）

第３４条　寄託者が第１０条第２項により引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

（違約金）

第３５条　当会社が寄託の申込を承諾した後に寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者はその日から引渡のあった日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。

第　８　章　　保管料、荷役料、手数料等

（料金の支払）

第３６条　寄託者又は証券所持人は、当会社が運輸大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料並びにその他の費用を１期ごとに当会社の定めた日まで支払わなければならない。

２　寄託者又は証券所持人は、証券、証明書の発行もしくは証券の分割、又は書換を請求するときは、当会社が運輸大臣に届け出た手数料を支払わなければならない。

第３７条　当会社が筏の組直し、桟崩れの直し、その他受寄物の保管方法を変更したときは、当会社の責に帰すべき事由によりこれらの行為が必要となった場合を除いて、寄託者又は証券所持人は、その都度その費用を当会社に支払わなければならない。

（延滞金）

第３８条　寄託者又は証券所持人は、当会社が定めた日までに前２条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払いのあった日までの日歩４銭の延滞金を支払わなければならない。

（料金の変更）

第３９条　当会社は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

（滅失受寄物の料金の負担）

第４０条　当会社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者又は証券所持人に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。

特　約　条　項

当会社は、保税を目的とする上屋に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び関税法の規定によるほか、当会社の寄託約款を適用する。

（寄託に関する提出書類）

第１条　寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍を記載しなければならない。

（証　券）

第２条　当会社は、外国貨物に対して交付する証券には保税の旨を表示する。

２　外国貨物に対して証券が発行されている場合において、当該貨物が内国貨物となったとき又は税関に収容されたときは、証券所持人は、その証券を当会社に提出しなければならない。

（搬入、見本の採取、内容の点検、搬出等）

第３条　寄託者又は証券所持人は、次の各号にかかげる場合には、当会社に申し出なければならない。

（１）保税上屋に外国貨物を搬入するとき。

（２）外国貨物の見本の採取、内容の点検、改装、仕訳その他の手入又は保存に必要な行為をするとき。

（３）外国貨物を保税上屋から搬出するとき。

（４）日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱いを要するとき。

２　前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。

３　前２項において、受寄物の搬入、搬出その他の取扱いについて必要な手続は、原則として寄託者又は証券所持人の依頼により当会社において行うものとする。

（保管期間）

第４条　当会社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間をこえる寄託者又は証券所持人の請求に対しては、これを拒絶することができる。

（輸入手続完了後の受寄物）

第５条　寄託者又は証券所持人は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。

２　当会社は、前項により引取がなされないときは、寄託者又は証券所持人の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に移出をすることができる。

３　当会社は、第１項により引取がなされないときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。

（収容貨物の料金）

第６条　寄託者又は証券所持人は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当会社に支払わなければならない。

（収容貨物の公売等）

第７条　収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者又は証券所持人に請求する。

２　前項の規定は、当会社が寄託者又は証券所持人に対し直接に債権の全額の請求をすることをさまたげない

（収容解除手続）

第８条　寄託者又は証券所持人は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社当会社の承諾を受けなければならない。

（関税の提供）

第９条　寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者又は証券所持人は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受託物が亡失し又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。

（延滞金）

第１０条　寄託者又は証券所持人が前条に規定する提供を怠った場合において、当会社が寄託者又は証券所持人の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から日歩４銭の利息を請求する。

（免責事項）

第１１条　当会社は、次の損害については、責任を負わない。

（１）税関が行なう検査、収容その他の措置により受寄物に関し生じた損害。

（２）税関の収容後、公売その他諸手続により寄託者又は証券所持人の受けることのある損害。

倉荷証券に記載する約款

この証券所持人は、次の条項を約諾したものとする。

１　次の損害については、当会社は、賠償の責に任じない。

（１） 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、戦争、事変、暴動、強盗、貨物の性質若しくは欠かん、荷造の不完全、徴発、防疫その他抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害

（２） 乾破、腐朽、鳶傷、変質又は減量による損害

（３） 不可抗力による火災、爆発、労働争議、鼠害、虫害による損害

（４） 寄託者又は証券所持人に対して行う引取の請求に定めた期限後において、当該受寄物について生じた損害

２　当会社に対して損害賠償を請求しようとするものは、その損害が当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたことを証明しなければならない。

３　当会社の賠償金額は、寄託申込価額を限度とし損害当時の時価によって算定する。

４　証券所持人が寄託物の全部又は一部を出庫しようとするときは、その割合に応ずる保管料、立替金その他の費用を支払い、証券に指定の事項を記入し記名押印の上、当会社に提出するものとする。

５　保管期間満了の場合に寄託物を引取らないとき又は寄託更新の手続きをしないときは、当会社の寄託約款第２４条から第２６条までの規定に従って処分することがある。

６　受寄物の保管料、立替金その他の諸費用は証券所持人の負担とする。

７　この証券を滅失したときは、その所持人は相当の担保を提供し、その再交付を請求することができる。ただし、除権判決確定の後まで担保物件は返還しない。

８　この約款に記載のない事項はすべて当会社の寄託約款による。